

第二十一号議案

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区介護保険条例の一部を改正する条例

江戸川区介護保険条例（平成十二年三月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「平成三十年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同項第一号中「三万二千四百円」を「三万五千四百円」に改め、同項第二号及び第三号中「四万八千六百円」を「五万三千百円」に改め、同項第四号中「五万八千三百二十円」を「六万三千七百二十円」に改め、同項第五号中「六万四千八百円」を「七万八百円」に改め、同項第六号中「七万七千七百六十円」を「八万四千九百六十円」に改め、同号イ中「第三十五条の二第一項の下に」、「第三十五条の三第一項」を加え、「とする。以下この項において」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第七号中「八万四千二百四十円」を「九万二千四十円」に改め、同号イ中「二百万円」を「二百十万円」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第八号中「九万七千二百円」を「十万六千二百円」に改め、同号イ中「三百万円」を「三百二十万円」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第九号中「十一万百六十円」を「十二万三百六十円」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第十号中「十二万三千百二十円」を「十三万八千

六十円」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第十一号中「十三万六千八十円」を「十五万五千七百六十円」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第十二号中「十四万九千四十円」を「十七万三千四百六十円」に改め、同号口中「又は第十四号口」を「第十四号口又は第十五号口」に改め、同項第十三号中「十六万二千円」を「十九万千六百六十円」に改め、同号口中「又は次号口」を「次号口又は第十五号口」に改め、同項第十四号中「十七万八千二百円」を「二十一万二千四百円」に改め、同号口中「除く。」の下に「又は次号口に該当する者を除く。」を加え、同項第十五号中「十九万四千四百円」を「二十五万四千八百八十円」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 次のいずれかに該当する者 二十三万三千六百四十円

イ 合計所得金額が三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第四条第二項中「令和二年度」を「令和三年度から令和五年度までの各年度」に、「一万九千四百四十円」を「二万二千四百四十円」に改め、同条第三項中「令

和二年度」を「令和三年度から令和五年度までの各年度」に、「一万九千四百四十円」を「二万二千四百四十円」に、「三万二千四百円」を「三万五千四百円」に改め、同条第四項中「令和二年度」を「令和三年度から令和五年度までの各年度」に、「一万九千四百四十円」を「二万二千四百四十円」に、「四万五千三百六十円」を「四万九千五百六十円」に改める。

第六条第三項中「第四条第六号ロ」を「第四条第一項第六号ロ」に、「若しくは第十四号ロ」を「第十四号ロ若しくは第十五号ロ」に、「第四条第六号から第十四号まで」を「第四条第一項第六号から第十五号まで」に改める。

付則に次の一条を加える。

（令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第九条 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第四条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によって

計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によって計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第四条の規定は、令和三年度分の保険料率から適用し、令和二年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

(説明)

令和三年度から令和五年度までの各年度における保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の改正を踏まえ、令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を設けるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。